≪清水総合運動場≫

①保安警備業務仕様書

１　警備時間

（１）毎日、（２）及び（３）に定める日を除く、21 時 30 分から翌日８時 30 分までとする。

（２）毎月第１月曜日の休場日(当日が国民の祝日に関する法律規定に当たる場合、その翌日以後の最初の平日が振替休場日となる。)は 17 時 15 分～翌日８時 30 分までとする。

（３）年末年始は、12 月 29 日８時 30 分から翌年１月４日８時 30 分までとする。

２　業務の対象物件

静岡市清水区清開二丁目１番１号

清水総合運動場内の体育館・武道場及び敷地内（以下、体育館等という）

３　業務の内容Ⅰ：機械警備

受託者は、異常を察知してこれを示す機械警備を体育館等に設置し、併せて、その機械設備の正常作動を確認するに必要な機器を受託者の管制本部に設置することにより、体育館等に係る異常の有無を本業務実施時間中間断なく監視すると共に、異常発生の際には、次の二つの業務を行うこと。

（１）犯罪等対応業務

犯罪等対応業務とは、体育館等での建造物侵入・盗難・器物損壊等の犯罪及びこれに類する虞犯行為の予防若しくは早期発見又はその拡大防止のための一切の業務をいう。

① 本業務は、受託者が計画し委託者の同意を得て設置された警報機器により検出される異常情報に基づいて実施しなくてはならない。

② 受託者は、その管制本部で体育館等に異常事態が発生したことを知ったときには、速やかに警備員等の緊急要員を現場に急行させ、その異常事態の内容・詳細につき確認を行わなくてはならない。

受託者は、その確認の結果、必要と認めた場合は、遅滞なく電話・無線等により警察機関に通報して、緊急出動を要請すると共に、派遣した警備員等の緊急要員に事態の拡大防止に必要と判断される一切の処置を執らせなくてはならない。

③ 受託者は、本業務の遂行に際し、必要と認めた場合は、連絡優先順位に従って委託者のいずれかの緊急連絡先に速やかに電話連絡して、現場確認のための出動を要請しなくてはならない。

（２）火災異常等対応業務

火災異常等対応業務とは、警報機器又は自動火災報知設備によって感知させる体育館等における火災異常の監視業務及び火災異常を受信した際の消防機関への連絡通報並びに緊急処置の業務をいう。

① 受託者は、その管制本部で火災異常情報を受信したときには、速やかに体育館の管理事務所に電話連絡しなくてはならない。

② 上記①のときにおいて体育館の管理事務所への電話連絡が不能であった場合、又は現に火災が発生しているものと判断された場合には、受託者は、直ちに電話・無線等により消防機関に通報して緊急出動を要請すると共に、警備員等の緊急要員を現場に急行させて、初期消火等一切の必要な処置を執らせなくてはならない。

③ 受託者は、本業務の遂行に際し、必要と判断した場合には連絡優先順位に従って、遅滞なく委託者のいずれかの緊急連絡先に電話連絡をして、現場への出動を要請しなくてはならない。

④ 本業務の実施に当たって必要となる自動火災報知設備（発信機・受信機）については、委託者の責任において定期的な保守点検を行い、その正常作動を保持しなくてはならない。

４　業務の内容Ⅱ：巡回警備

受託者は、正規の訓練を受けさせた警備員を、毎日、定期に（原則として、体育館職員が体育館から退出した後、翌日出勤するまでの間に、２回）、体育館等に派遣して、異常の有無を監視させると共に、異常発生の際には、次の二つの業務を行わせなくてはならない。

（１）犯罪等対応業務

この犯罪等対応業務とは、体育館等における建造物侵入・盗難・器物損壊等の犯罪及びこれに類する虞犯行為の予防若しくは早期発見又はその拡大防止のために、巡回警備員が行う一切の業務をいう。

① 本業務は、委託者の同意を得て受託者が策定した警備員派遣計画書に基づいて、行うものとする。

② 巡回警備員が、体育館等において異常事態の発生を確知したときは、その詳細を調査・確認しなくてはならない。

巡回警備員は、その調査・確認の結果、必要を認めた場合には、遅滞なく電話により警察機関に通報して、緊急出動を要請すると共に、事態の拡大防止のために必要と判断される一切の処理を執らなくてはならない。

③ 巡回警備員は、本業務の遂行に際し、必要と認めた場合には、連絡優先順位に従って委託者のいずれかの緊急連絡先に速やかに電話連絡して、現場確認のための出動を要請しなくてはならない。

（２）火災異常等対応業務

この火災異常等対応業務とは、巡回警備員が行う体育館等における火

災異常の発生監視のための業務及び火災異常を発見した際の消防機関への連絡通報並びに緊急処置の業務をいう。

① 巡回警備員が、体育館等において火災異常を発見したときには、速やかに体育館の管理事務所に電話連絡するものとし、その電話連絡が不能であった場合、又は現に火災が発生しているものと判断された場合には、直ちに電話・無線等により消防機関に通報して緊急出動を要請すると共に、初期消火等一切の必要な処置を執らなくてはならない。

② 警備員は、本業務の遂行に際し、必要と判断した場合には、連絡優先順位に従って、遅滞なく委託者のいずれかの緊急連絡先に電話連絡して、現場への出動を要請しなくてはならない。

5　緊急連絡先

委託者は、受託者が上記３及び４の業務を行うに当たって必要となる、連絡優先順位を明示した緊急連絡先名簿を策定して受託者に提出するものとする。

委託者が緊急連絡先名簿を変更し或いはその優先順位を変更しようとするときには、事前に、受託者に対して、文書によりその旨を通知するものとする。

6　警報機器の設置・点検

受託者が、本業務を実施するに際し必要となる機械・機器・その他の器具の種類、個数、設置場所については、別に図面を作成してこれを定めるものとし、これらの警報機器は受託者の所有とする。

受託者は、警報機器が常に円滑に運用できるよう、適宜点検を行うものとし、その点検の終了時は、速やかに委託者に対して結果報告をしなくてはならない。

7　警報機器の取扱・補修等

委託者が警報機器を取り扱うについては、過誤のないように常に注意すると共に、警報機器の故障または異常を発見したときには、直ちに受託者に対して通知するものとする。

警報機器の補修又は交換に要する費用は、その原因が委託者の責めに帰すべき事由に基づくものであることが明らかなときに限り、委託者の負担とする。

なお、警報機器の配線の自然磨耗等により、受託者が本業務の実施に支障を生ずるに至った場合であっても、契約で別に定める保障期間内においては、受託者が当該警報機器の配線の取替・補修等の負担と責任を負うものとする。

8　秘密の保持

受託者は、契約期間中であると契約期間終了後であるとを問わず、本業務の実施に当たって知り得た一切の秘密を他に漏らしてはならない。

9　鍵等の保管管理

受託者が本業務を実施するに当たって、委託者より体育館等の鍵の預託を受けたときは、その鍵の預かり証を発行して、誠実且つ慎重にこれを保管・管理しなくてはならない。

受託者は、警報機器の操作に必要となる鍵・磁気カード等を委託者に対して交付しなくてはならない。なお、受託者より交付された鍵・磁気カード等については、委託者は適切にこれを保管・管理するものとする。

10　報告

本業務の実施期間中に体育館等において事故が発生したときは、受託者は、速やかに、その状況等の詳細につき、文書によって、委託者に報告しなくてはならない。

②清掃業務仕様書

1　目的　　清水総合運動場内の各施設を常に良好な状態で維持管理することを目的とする。

2　業務実施場所　　静岡市清水区清開２丁目１番１号　　清水総合運動場

(1) 体育館
(2) 陸上競技場
(3) 武道場
(4) 弓道場
(5) アーチェリー場横便所
(6) 体育館前公衆便所

3　業務実施時間及び人員配置

(1) 日常清掃　8 時 00 分から 17 時 00 分まで
委託期間のうち原則として週 6 日以上清掃すること。
清掃要員は上記時間内常駐すること

(2) 定期清掃　8 時 00 分から 17 時 00 分まで
年 2 回以上　施設休場日（事前に委託者と協議すること）

4　業務実施内容

(1) 日常清掃　別紙「清掃作業基準」に基づいて実施すること。

(2) 各施設の清掃業務において、委託者が必要と判断した場合は業務範囲の変更及び実施内容の変更をすることができる。但し、変更の範囲は日常清掃作業基準に基づくものとする。

①体育館

ア　アリーナの床面（フローリング）
専用ダストモップで清掃を行うこと。

イ　玄関ホール、ホール１・2・3、喫茶コーナー、受付事務所（湯沸室、応接室及び職員更衣室を含む)、会議室 1・2、卓球器具庫、器具庫 1・2・3、医務室、男女更衣室、ELV 室、階段室（階段含む)、通路（1 階・2 階)、観客席（床面）
掃き掃除をした後、モップで水拭きすること。

ウ　観客席ベンチ（手すり含む)
ベンチ及び手すりは水拭きを行い、常に清潔にしておくこと。

エ　男女便所、多目的便所、身障者便所、シャワー室
タイル床面は随時ブラシ等を用いて洗浄すること。またビニール床シートは掃き掃除後モップで水拭きすること。特に汚れの著しい場合は専用洗剤を用い洗浄すること。終了後には水を切り、清拭すること。壁、間仕切り等は専

用洗剤を用い、拭き取りをすること。なお、便所内の汚物は迅速かつ確実に処理し、常に清潔を保つものとする。

オ　洗面台、便器等の衛生陶器類
薬液類を用いて汚れを除去し、常に清潔に保つものとする。

カ　便所の消耗品（トイレットペーパー・汚物袋・石鹸等）
必要に応じて補充を行うものとする。

キ　運動用具、備品等
特に汚れの著しいものについては水拭きを行うこと。

ク　喫煙所に設置されたスモークスタンド
吸殻を収集除去し清拭すること。

ケ　事務所内ごみ屑の収集
ごみ屑を収集除去し、ごみ袋の取替え、補充をすること。

②陸上競技場

ア　男女更衣室、役員室、控室、医務室、湯沸室
各床面は掃き掃除後、モップで水拭きをすること。
各扉、窓ガラスは洗浄し清拭すること。

イ　男女便所、身障者便所、男女シャワー室
各床面は随時ブラシ等を用いて洗浄し、特に汚れの著しい場合は専用洗剤を用い洗浄すること。終了後には水を切り、清拭すること。壁、間仕切り等は専用洗剤を用い、拭き取りをすること。なお、便所内の汚物は迅速かつ確実に処理し、常に清潔を保つこと。

ウ　洗面台、便器等の衛生陶器類
薬液類を用いて汚れを除去し、常に清潔に保つこと。

エ　便所の消耗品（トイレットペーパー・汚物袋・石鹸等）
必要に応じて補充を行うこと。

③武道場

ア　玄関
ブラシを用い洗浄し、清拭すること。

イ　廊下、会議室、練習場
専用ダストモップで清掃を行うこと。

ウ　男女便所、男女更衣室、シャワー室、身障者便所
タイル床面は随時ブラシ等を用いて洗浄すること。またビニール床シートは掃き掃除後モップで水拭きすること。特に汚れの著しい場合は専用洗剤を用い洗浄すること。終了後には水を切り、清拭すること。壁、間仕切り等は専用洗剤を用い、拭き取りをすること。なお、便所内の汚物は迅速かつ確実に処理し、常に清潔を保つものとする。

エ　洗面台、便器等の衛生陶器類
　　薬液類を用いて汚れを除去し、常に清潔に保つものとする。
オ　便所の消耗品（トイレットペーパー・汚物袋・石鹸等）
　　必要に応じて補充を行うものとする。

④弓道場
ア　便所
　　随時ブラシ等を用いて洗浄し、特に汚れの著しい場合は専用洗剤を用い洗浄すること。終了後には水を切り、清拭すること。壁、間仕切り等は専用洗剤を用い、拭き取りをすること。なお、便所内の汚物は迅速かつ確実に処理し、常に清潔を保つものとする。
イ　洗面台、便器等の衛生陶器類
　　薬液類を用いて汚れを除去し、常に清潔に保つものとする。
ウ　便所の消耗品（トイレットペーパー・汚物袋・石鹸等）
　　必要に応じて補充を行うものとする。
エ　湯沸室
　　床面のカーペットは専用用具を用い清掃し、流し台は洗剤を用い清掃する。

⑤アーチェリー場横便所
ア　床面
　　随時ブラシ等を用いて洗浄し、特に汚れの著しい場合は専用洗剤を用い洗浄すること。終了後には水を切り、清拭すること。壁、間仕切り等は専用洗剤を用い、拭き取りをすること。なお、便所内の汚物は迅速かつ確実に処理し、常に清潔を保つこと。
イ　洗面台、便器等の衛生陶器類
　　薬液類を用いて汚れを除去し、常に清潔に保つこと。
ウ　便所の消耗品（トイレットペーパー・汚物袋・石鹸等）
　　必要に応じて補充を行うこと。

⑥体育館前公衆便所
ア　便所
　　随時ブラシ等を用いて洗浄し、特に汚れの著しい場合は専用洗剤を用い洗浄すること。終了後には水を切り、清拭すること。壁、間仕切り等は専用洗剤を用い、拭き取りをすること。なお、便所内の汚物は迅速かつ確実に処理し、常に清潔を保つこと。
イ　洗面台、便器等の衛生陶器類
　　薬液類を用いて汚れを除去し、常に清潔に保つこと。
ウ　便所の消耗品（トイレットペーパー・汚物袋・石鹸等）
　　必要に応じて補充を行うこと。

(2) 定期清掃　別紙「清掃作業基準」に基づいて実施すること

①体育館

ア　床面（アリーナフロアを除く）

十分な保護皮膜を維持するようなメンテナンス方法による洗浄とワックス塗布を実施すること。

イ　窓ガラス・ガラス戸等

適応洗剤を用いて洗浄し清拭すること。

②武道場

ア　練習場、廊下、会議室、男女更衣室、身障者便所

十分な保護皮膜を維持するようなメンテナンス方法による洗浄とワックス塗布を実施すること。

イ　ガラス戸・窓ガラス

適応洗剤を用いて洗浄し清拭すること。

③弓道場

ア　射場（床面）

十分な保護皮膜を維持するようなメンテナンス方法による洗浄とワックス塗布を実施すること。

イ　ガラス戸・窓ガラス

適応洗剤を用いて洗浄し清拭すること。

ウ　天井及びその周辺

梁の煤を掃い、水拭きをすること。併せて周辺の蜘蛛の巣等も掃うこと。

5　ごみの処理　　清掃業務の実施により収集したごみ等は受託者負担と責任において適切に処理すること。

6　その他

(1) 受託者は「定期清掃実施計画」を策定し、提出すること。なお実施計画に基づく予定が変更する場合は委託者に通知連絡をし、その承諾を得ること。

(2) 毎月業務終了後、業務完了報告書を提出すること。

(3) 受託者は日常清掃作業基準に基づき「清掃日報」を作成し、業務終了後に提出すること。

(4) その他この仕様書に記載のない事項については、双方協議のうえ決定すること。

別紙　清掃作業基準

1、体育館一階について			
		材質	面積(㎡) または個数
	玄関ホール	ビニール床タイル	120.00
	ホール1	ビニール床タイル	56.00
	ホール2	ビニール床シート	58.30
	ホール3	ビニール床シート	58.30
	喫茶コーナー	ビニール床タイル	42.75
	洗面台	陶器	1.00
	アリーナ	フローリング	1,829.90
	ELV室	ビニール床シート	3.75
	通路・廊下	ビニール床シート	134.40
	階段(4箇所)	ビニール床シート	9.97
	階段室(4箇所)	モルタル・ビニール床シート	104.50
受付 事務所	事務室　床	ビニール床シート	57.33
	湯沸室　床	ビニール床シート	4.06
	流し台	ステンレス	1.00
	応接室	ビニール床シート	11.38
	職員用更衣室	ビニール床シート	4.50
会議室	会議室1	ビニール床シート	50.40
	会議室2	ビニール床シート	51.33
器具庫	卓球　器具庫	ビニール床シート	50.50
	器具庫1	ビニール床シート	51.33
	器具庫2	ビニール床シート	65.79
	器具庫3	ビニール床シート	65.79
男子更衣室	更衣室　床	ビニール床シート	36.50
	洗面台	陶器	9.00
	鏡	鏡	9.00
	便所　床	ビニール床シート	1.50
	便器	陶器	1.00
	シャワー室	磁器タイル	19.80
女子更衣室	更衣室　床	ビニール床シート	36.50
	洗面台	陶器	9.00
	鏡	鏡	9.00
	便所　床	ビニール床シート	1.50
	便器	陶器	1.00
	シャワー室	磁器タイル	19.80
北側 男子便所	便所　床	磁器タイル	13.50
	便器	陶器	10.00
	手洗い　床	ビニール床シート	7.20
	洗面台	陶器	3.00
	鏡	鏡	3.00
北側 女子便所	便所　床	磁器タイル	16.60
	便器	陶器	7.00
	手洗　床	ビニール床シート	8.40
	洗面台	陶器	3.00
	鏡	鏡	3.00
南側 男子便所	便所　床	磁器タイル	13.50
	便器	陶器	10.00
	手洗　床	ビニール床シート	7.20
	洗面台	陶器	3.00
	鏡	鏡	3.00
南側 女子便所	便所　床	磁器タイル	16.60
	便器	陶器	7.00
	手洗　床	ビニール床シート	8.40
	洗面台	陶器	3.00
	鏡	鏡	3.00
北側 多目的便所	便所　床	ビニール床シート	7.60
	便器	陶器	2.00
	洗面台	陶器	1.00
	鏡	鏡	1.00
南側 多目的便所	便所　床	ビニール床シート	7.60
	便器	陶器	2.00
	洗面台	陶器	1.00
	鏡	鏡	1.00
医務室	医務室　床	ビニール床シート	26.50
	洗面台	陶器	1.00
	流し台	ステンレス	1.00
	鏡	鏡	1.00

2、体育館二階について			
		材質	面積(㎡) または個数
	観覧席	モルタル	433.50
	通路	モルタル	375.75
	観覧席ベンチ(手摺り含む)	木材	150.00
	階段室(4箇所)	ビニール床シート	106.42
	AB会議室	ビニール床シート	59.09
	CD会議室	ビニール床シート	75.82
北側流し	流し場　床	ビニール床シート	3.40
	流し台	ステンレス	1.00
南側流し	流し場　床	ビニール床シート	4.60
	流し台	ステンレス	1.00
北側 男子便所	便所　床	ビニール床シート	6.40
	便器	陶器	2.00
	洗面台	陶器	1.00
	鏡	鏡	1.00
北側 女子便所	便所　床	ビニール床シート	3.80
	便器	陶器	1.00
	洗面台	陶器	1.00
	鏡	鏡	1.00
西側 男子便所	便所　床	ビニール床シート	4.10
	便器	陶器	2.00
	洗面台	陶器	1.00
	鏡	鏡	1.00
西側 女子便所	便所　床	ビニール床シート	3.00
	便器	陶器	1.00
	洗面台	陶器	1.00
	鏡	鏡	1.00
多目的トイレ	便所　床	ビニール床シート	4.00
	便器	陶器	1.00
	洗面台	陶器	1.00
	鏡	鏡	1.00

3、体育館三階について			
		材質	面積(㎡) または個数
	便所前通路部分(階段含む)	ビニール床シート	23.70
北側 便所	男女便所・洗面所　床	磁器タイル	36.85
	便器	陶器	13.00
	洗面台	陶器	5.00
	鏡	鏡	5.00
南側 便所	男女便所・洗面所　床	磁器タイル	36.85
	便器	陶器	13.00
	洗面台	陶器	5.00
	鏡	鏡	5.00

4、体育館前の屋外公衆便所について			
		材質	面積(㎡) または個数
男女便所	便所　床	モルタル	14.01
	便器	陶器	5.00
	洗面台	陶器	2.00
身障者トイレ	便所　床	磁器タイル	3.99
	便器	陶器	1.00
	洗面台	陶器	2.00
	鏡	鏡	1.00

5、武道場について

		材質	面積(㎡) または個数
	玄関ホール・廊下	玄関:桜御影石	6.15
		他:フローリング	69.37
	練習場(床・畳)	フローリング・畳	465.45
	会議室	フローリング	15.86
男子更衣室	更衣室　床	ビニール床シート	16.19
	シャワー室　床	タイル	11.82
男子便所	便所　床	ビニール床シート	14.08
	便器	陶器	5.00
	洗面台	陶器	1.00
	鏡	鏡	1.00
女子更衣室	更衣室　床	ビニール床シート	13.06
	シャワー室　床	タイル	8.29
女子便所	便所　床	ビニール床シート	14.92
	便器	陶器	3.00
	洗面台	陶器	2.00
	鏡	鏡	1.00
多目的	便所　床	ビニール床シート	5.66
	便器	陶器	1.00
	洗面台	陶器	1.00
	流し台	ステンレス	1.00

6、弓道場について

	材質	面積(㎡) または個数
便所　床	磁器タイル	3.25
便器	陶器	2.00
洗面台	陶器	1.00
鏡	鏡	1.00
給湯室　床	絨毯	3.23
流し台	ステンレス	1.00

7、アーチェリー場について

		材質	面積(㎡) または個数
男子便所	便所　床	磁器タイル	7.13
	便器	陶器	4.00
	洗面台	陶器	2.00
	鏡	鏡	2.00
女子便所	便所　床	磁器タイル	5.70
	便器	陶器	3.00
	洗面台	陶器	3.00
	鏡	鏡	1.00

8、陸上競技場1階部分

		材質	面積(㎡) または個数
男子更衣室	男子更衣室	薄膜型エポキシ樹脂系塗床	26.50
	男子シャワー室	薄膜型エポキシ樹脂系塗床	31.50
男子便所	便所　床	薄膜型エポキシ樹脂系塗床	26.50
	便器	陶器	3.00
	小便器	陶器	4.00
	洗面台	陶器	2.00
	鏡	鏡	2.00
女子更衣室	女子更衣室	薄膜型エポキシ樹脂系塗床	26.50
	女子シャワー室	薄膜型エポキシ樹脂系塗床	31.50
女子便所	便所　床	薄膜型エポキシ樹脂系塗床	26.50
	便器	陶器	6.00
	洗面台	陶器	3.00
	鏡	鏡	3.00
医務室	医務室　床	抗菌ビニール床シート	15.80
	洗面台	陶器	1.00
役員室	役員室　床	ビニール床シート	26.50
湯沸室	湯沸室　床	薄膜型エポキシ樹脂系塗床	4.46
	流し台	ステンレス	1.00
控室	控室A　床	ビニール床シート	26.50
	控室B　床	ビニール床シート	31.20
	控室C　床	ビニール床シート	31.50
障害者用更衣室	男障害者用更衣室　床	薄膜型エポキシ樹脂系塗床	5.87
	女障害者用更衣室　床	薄膜型エポキシ樹脂系塗床	5.95
多目的トイレ	多目的トイレ　床	薄膜型エポキシ樹脂系塗床	5.39
	便器	陶器	1.00

9、陸上競技場2・3階部分

		材質	面積(㎡) または個数
男子便所A	便所　床	ウレタン系塗膜防水防滑仕様の上トップコート	13.50
	便器	陶器	2.00
	小便器	陶器	3.00
	洗面台	陶器	2.00
	鏡	鏡	2.00
男子便所B	便所　床	ウレタン系塗膜防水防滑仕様の上トップコート	13.50
	便器	陶器	2.00
	小便器	陶器	3.00
	洗面台	陶器	2.00
	鏡	鏡	2.00
女子便所A	便所　床	ウレタン系塗膜防水防滑仕様の上トップコート	27.00
	便器	陶器	7.00
	洗面台	陶器	4.00
	鏡	鏡	4.00
多目的トイレ	便所　床	ウレタン系塗膜防水防滑仕様の上トップコート	5.90
	便器	陶器	1.00
	洗面台	陶器	1.00
	鏡	鏡	1.00

③消防用設備点検業務

本業務は、消防法第 17 条の３の３に基づくものであって、当該設備の誤操作を防ぐと共に、災害時にはその機能を確実に発揮して、施設の被害を最小限に止めることを目的として行うものである。

１　保守点検業務

体育館等に設置された次の諸設備を対象として、契約期間中に、外観・機能点検と外観・機能総合点検（防火対象物定期点検報告を含む）を各１回、行うものとする。

体育館	消火器	ABC 粉末消火器	32 本
	屋内消火栓設備	加圧送水装置ポンプ・モーター	1 組
		消火栓ボックス	16 器
		操作盤	1 台
		呼水装置	1 台
		常用電源	一式
		放水装置	一式
		配線・絶縁	一式
	自動火災報知設備	受信機 R 型　R-22M	1 台
		中継器 R 型	7 個
		煙感知器　アナログ 1-50	50 個
		煙感知器　アナログ 51-100	36 個
		熱感知器　ATF　1-50（自動試験機能付）	50 個
		熱感知器　ATF　51-100（自動試験機能付）	28 個
		発信器（P-1 級、2 級）	16 個
		表示灯	16 個
		消火栓起動連動装置	一式
		常用電源（交流電源）	一式
		予備電源（蓄電池）	一式
		配線・絶縁	一式
	ガス漏れ警報設備	検知器（一般型）	1 個
	非常警報設備（放送設備）	幅器操作部　増幅出力　360W	1 台
		幅器操作部スピーカー回線	20 回線
		1 台スピーカー　1-50	50 個
		スピーカー　51-100	21 個
		起動装置（押ボタン）	1 個
		常用電源	一式
		非常電源	一式
		配線・絶縁	一式

体育館	誘導灯及び誘導標識	誘導灯　1-50 配線・絶縁	25 台 一式
	防火防排煙設備	感知器（煙検知器）1-50 防火扉（非常扉）1-10	4 個 4 台
	非常用自家発電設備	ディーゼルエンジン 交流発電機 発電機盤励磁装置 始動用直流電源装置 燃料・タンク・配管 作動試験 配線	1 台 一式 一式 一式 一式 一式 一式
武道場	非常警報設備（非常ベル）	複合装置	一式
	消火器	ABC 粉末消火器	3 本
陸上競技場	消火器	ABC10 型粉末消火器	10 本
	自動火災報知設備	受信機　P 型 1 級 10 回線 総合盤　露出型　発信器　表示灯　防雨型 差動式スポット型感知器　2 種　露出 定温式スポット型感知器　1 種　露出　防水 火災通報装置 火災通報連動停止装置 非常通報専用電話 常用電源（交流電源） 配線・絶縁	1 台 5 台 31 個 17 個 1 台 1 台 1 台 一式 一式
	非常警報設備（放送設備）	幅器操作部　定格出力　360W 幅器操作部スピーカー回線 非常用電源	1 台 20 回線 1 台
	誘導灯	誘導灯	33 台
弓道場		※防火対象物点検のみ	
水泳場	自動火災報知設備	※非常警戒器具及び設備・誘導灯を含む	一式
	消火器	ABC 粉末消火器	2 本

2　受託者は、定期に技術員を派遣して、諸関係法令の定めるところに従って、対象設備の保守点検業務を行わなくてはならない。

なお、受託者は、保守点検業務の実施に際して、事前に計画表及びチェックリストを作成して委託者に提出し、その承認を得なくてはならない。

3　受託者は、対象設備の現場を詳細に調査し、設備図面に基づいて、遺漏のないように

点検業務を行わなくてはならない。
　　なお、受託者は、各々の設備が単独でその機能を発揮しうるよう点検業務を行うと共に、各設備間の連動についても良く検査し、その機能が十分に発揮しうるよう点検業務を行わなくてはならない。

４　受託者は、保守点検業務の終了後、委託者に対し速やかにその報告書を提出しなくてはならない。
保守点検業務に関わる関係官公署への届出・報告は、受託者において、保守点検業務完了後遅滞なくこれを処理するものとする。

５　対象設備に異常が認められたときには、受託者は直ちに技術員を派遣して、点検・調整等必要な処置を講じなくてはならない。
委託者が、その必要に基づき、受託者に対して連絡したときも、同様とする。

６　対象設備の部品の取替え又は改善工事を必要とする場合には、受託者は委託者との事前の協議に基づいて、これを実施しなくてはならない。

７　この仕様書に明記されていない事項については、委託者・受託者双方が協議の上、これを決する。
　この仕様書に明示されている事項の内容又は、解釈に疑義が生じた場合も、また同様とする。

④自家用電気工作物保安管理業務

１　保安管理業務の対象

事業場、需要設備（設備容量、受電電圧、非常用予備発電装置)、点検頻度は下記のとおりとする。

事業場の名称	事業場の所在地	需要設備（kVA）	受電電圧（V）	非常用予備発電装置				点検頻度
				用途	種類	容量（kVA）	電圧（V）	
静岡市清水総合運動場体育館	静岡市清水区清開2－1－1	600	6,600	非常用	ディーゼル	42	220	隔月1回
清水総合運動場（夜間照明・プール・武道場）	静岡市清水区清開2－1－1	110	210,105	－	－	－	－	隔月1回

２　内容

保安管理業務の細目及び基準（以下「細目及び基準」といいます。）に定めるところにより保安管理業務を実施すること。

３　点検等

定期的に行う点検、測定及び試験の頻度は、経済産業省告示第２４９号第４条に定める設備条件による頻度を適用し、原則として次のとおりとします。

（1）月次点検　　上記表のとおり

ただし、年次点検を実施する月は、月次点検を含むものとする。

（2）年次点検　　年１回

（3）工事期間中の点検並びに臨時点検は、細目及び基準に定めるところにより実施。

２　需要設備に使用期間を定めた場合、その休止期間中は「３　点検等（１）」の点検の頻度は適用しない。

なお、休止中の需要設備を使用する前には臨時点検を実施するものとする。

ただし、臨時点検は月次及び年次点検を含むものとする。

４　保安業務担当者等

（1）保安管理業務を実施する保安業務担当者には、電気事業法施行規則第５２条の２第１項第２号イ及び附則第３条（平成一五年七月一日経済産業省令第八〇号）に適合する保安業務従事者をあてるものとする。

（2）保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務従事者に保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

（3）保安業務担当者及び前項の保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）は、必要に応じ補助者を同行させ保安管理業務の実施を補助させる。

（4）保安業務担当者及び保安業務担当者より点検を指示された保安業務従事者の氏名、生年月日、免状の種類及び番号を書面により指定管理者に通知するものとし、変更が生じた場合も同様とする。

（5）指定管理者は、前項の通知を受け保安業務担当者及び保安業務担当者より点検を指示された保安業務従事者と面接等を行い、本人確認を行うものとします。

5　点検結果等の確認と記録の保存

（1）指定管理者は、受託者が実施した保安管理業務の点検結果等について、保安業務担当者等からの報告を受けるものとする。

（2）点検結果等に係る次の記録は指定管理者、受託者双方において原則３年間保存すること。

ア　点検、測定及び試験の記録。ただし、試験記録のうち絶縁油に関する記録は次回試験実施まで保存。

イ　電気事故に関する記録。

（3）　指定管理者は、主要電気機器の重要な保全補修の記録を、必要期間保存すること。

6　記録の調査及び備品等の整備

（1）　受託者は、保安管理業務の遂行上必要がある場合は、静岡市の電気保安に関する書類、図面及び記録等を調査し、必要な措置について静岡市と協議するものとします。

（2）　静岡市（指定管理者）は受託者の意見を聞いて静岡市（指定管理者）の負担において、次に掲げる電気工作物の保安管理業務に必要となる書類、図面及び備品等を整備保管しておくものとする。

ア　設計図、単線結線図、使用区域図、高圧機械器具配置図、低圧配線図、仕様書、取扱説明書及び設備台帳等。

イ　測定器具類、工具、材料、予備品及び消耗品等。

保 安 管 理 業 務 の 細 目 及 び 基 準

１．保安管理業務の内容

（１）乙が受託して実施する保安管理業務は次によるものとします。

①　定例の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア．定期的な点検、測定及び試験(具体的基準は、別表１「点検、測定及び試験の基準」による。)を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規定に適合しない事項または適合しない恐れがあるときは、必要な指導、助言を行います。

イ．電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、甲の通知を受け必要な指導、助言を行います。

ウ．電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、甲の通知を受け、毎週１回工事期間中の点検(具体的基準は、別表２「工事期間中に関する点検の基準」による。)を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行います。

ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第２４９号第４条の規定により点検は行わないものとします。

エ．電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合において、甲若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行います。

この場合は、甲は乙が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に乙に連絡するものとします。

オ．電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成指導及び手続の指導を行います。

カ．乙が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生する恐れのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行います。

キ．電気事業法に規定する立入検査には、その都度甲の通知を受け、乙の保安業務担当者等を立ち会わせます。

ク．小出力発電設備（太陽電池）を有料にて点検する場合並びに太陽電池発電所の定期的な点検、測定及び試験並びに機能維持のための選択点検は、別表３「太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準」により行います。

②定例外の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア．電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行います。

イ．電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行います。

ウ．前各号のほか甲の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行います。

（２）次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、甲は甲の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。この場合において、甲の申し出がある場合又は点検の際に乙が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、乙は指導、助言又は協議を行うものとします。

ア．設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当する自家用電気工作物）

（ア）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第１２条第３項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

（イ）消防法（昭和２３年法律第１８６号）第１７条の３の３の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

（ウ）労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第４５条第２項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

（エ）機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）

（オ）内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

イ．設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工

作物（例えば、次の（ア）から（カ）までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

（ア）立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

（イ）情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）

（ウ）衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）

（エ）機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

（オ）立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

（カ）器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等。

ウ．事業場外で使用されている可搬型機器（移動して使用する機器）である自家用電気工作物

エ．可搬型機器及びこれに付属する電線のうち、点検時事業場に設置されていないもの。

オ．発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

（３）上記（２）において、甲及びその従事者の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、保安業務担当者等が点検を行うものとします。

２．相互の連絡

（１）甲は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく乙に通知するものとします。

①遅滞なく連絡する事項

ア．電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合。

イ．安全上の事由または物理的な事由により、技術基準の適合確認が困難となる恐れがある場合。

ウ．有害ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等の恐れが生じた場合。

エ．電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。

オ．感染症等により、事業場への立ち入りが困難となる恐れがある場合。

②その他連絡する事項

ア．経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。

イ．電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。

ウ．電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。

エ．甲の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合。

オ．平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。

カ．非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。

キ．電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合。

ク．委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。

ケ．電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。

コ．電気事業者との需（受）給契約を変更する場合。

サ．爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。

シ．その他電気工作物の保安に関し必要な場合。

（２）　乙は次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとします。

ア．乙の就業時間内、時間外における乙への連絡方法。

イ．甲の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合。

ウ．その他必要な事項。

３．絶縁監視装置及び機器の設置

（１）経済産業省告示第２４９号第４条第７号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び乙の定める条件に該当する電気工作物には、甲の承諾を得て絶縁監視装置を設置

することができます。
（２）電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は甲乙協議のうえ乙が設置し所有するものとします。
（３）甲は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回線の利用について便宜を供するものとします。
（４）絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として乙が負担するものとします。
（５）絶縁監視装置等機器の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものとします。
（６）甲は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。

４．絶縁監視装置の警報発生時の処置
（１）電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時（警報動作電流５０mA）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して 5 分以上受信した場合又は 5 分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
（２）乙は、警報発生時の受信の記録を 3 年間保存するものとします。

５．絶縁監視装置及び機器の撤去
（１） 乙は、甲との保安管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。
（２）絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、甲乙協議のうえ絶縁監視装置又は機器を撤去するものとします。
（３）電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して第３項第１号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、甲乙協議のうえ絶縁監視装置を撤去するものとします。

６．電気工作物以外の不安全施設に関する措置等
（１）保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、甲乙協議のうえ速やかに改修するものとします。
（２）前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として甲が負担するものとします。
（３）乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。
（４）乙は、甲に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとします。

７．その他
この「保安管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度甲乙相互に協議するものとします。

別表１

点　検　、　測　定　及　び　試　験　の　基　準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				Ⅰ	Ⅱ	
引込設備	引込線 区分開閉器 電線、支持物、ｹｰﾌﾞﾙ	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※１	
		放電雑音チェック		○		
受電設備（二次変電設備）	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※１	
		継電器の動作試験		○※１	○※１	
		継電器との結合動作試験			○※１	
		トリップ回路の導通試験		○※１		
		絶縁油酸価度試験			○※２	
		絶縁油破壊電圧試験			○※２	
		内部点検			○※２	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	母線、計器用変成器 断路器、電力用ﾋｭｰｽﾞ 避雷器、電力用ｺﾝﾃﾞﾝｻ ﾘｱｸﾄﾙ、その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※１	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※１	
		絶縁油透明度チェック			○※３	
		絶縁油酸価度試験			○※３	
		絶縁油破壊電圧試験			○※３	
		内部点検			○※３	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	受・配電盤	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※１	
		継電器の動作試験			○※１	
		継電器との結合動作試験			○※１	
		放電雑音チェック		○		

		温度チェック	○	○	○	
	接地工事	外観点検	○	○	○	必要の都度
	（接地線・保護管）	接地抵抗測定		○※４	○※４	
	構造物・配電設備 受電室建物 キュービクル式受・配電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○	必要の都度
	蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	１回／年	○	○	
		液温測定	１回／年	○	○	
		電圧測定	１回／年	○	○	

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				Ⅰ	Ⅱ	
負荷設備	電動機、電熱器 電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置 配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物 小出力発電設備	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○※８	○※８	○※８	
		絶縁抵抗測定			○※１，６	
		接地抵抗測定		○※４	○※４	
		温度チェック	○	○	○	
		漏洩電流測定	○※５	○※５		
		絶縁監視	○※７	○※７	○※７	
非常用予備発電装置	ガスタービン及び附属装 内燃機関及び附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		起動試験	○	○	○	
	発電機及び励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※１	○※１	
		接地抵抗測定		○※４	○※４	
	遮断器・開閉器 その他の電気機器類	受 電 設 備 と 同 じ				受電設備と同じ

注（１）月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。
「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。
ア　電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
イ　電線と他物との離隔距離の適否
ウ　機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
エ　接地線等の保安装置の取付け状態
（２）※５を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のＢ種接地線で漏えい電流を測定します。
ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとします。
（３）※８を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとします。
（４）年次点検Ⅰは無停電で行う点検で、年次点検Ⅱは停電をして行う点検をいいます。なお、年次点検Ⅰを実施する場合は３年に１回は年次点検Ⅱを行うものとします。
年次点検Ⅰは、信頼性が高い設備で、年次点検Ⅱと同等と認められる次の各項目が１年に１回以上行われている場合に実施いたします。
ア　低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第５８条に規定された値以上であるこ

と並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている。

イ　接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第１７条に規定された値以下である。

ウ　保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。

エ　非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常である。

オ　蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。

（５）※１を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあります。
（６）※２を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）１０年経過時に、１０年を超えたものは５年経過毎にそれぞれ行うものとします。
ただし、年次点検Ⅰの点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。
※２を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。
採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。
（７）※３を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）１０年経過毎に、２０年を超えたものは３年経過毎にそれぞれ行うものとします。
ただし、年次点検Ⅰの点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。
※３を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。
採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。
（８）※４を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。
（９）※６を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。
（10）※７を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいいます。
この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検，年次点検実施時、誤差試験を年１回行うものとします。

別表２

工事期間中に関する点検の基準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
引込設備	引込線　区分開閉器 電線、ケーブル及び支持物	外観点検	○
受電設備 （二次変電設備）	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○
	母線、計器用変成器 電力用ヒューズ、断路器、避雷器 電力用コンデンサ リアクトル、その他機器	外観点検	○
	変圧器	外観点検	○
	受・配電盤	外観点検	○
	接地工事（接地線・保護管等）	外観点検	○
	構造物・配電設備 受電室建物 キュービクル式受・配 電設備の金属製外箱等	外観点検	○
	蓄電池設備	外観点検	○

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
負荷設備	電動機，電熱器、電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置、配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物 小出力発電設備	外観点検	○
非常用 予備発電装置	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器、その他の電気機器類	外観点検	○

注　（１）工事期間中は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。

ア　電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

イ　電線と他物との離隔距離の適否

ウ　機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無

エ　接地線等の保安装置の取付け状態

別表３

太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準

◎：実施　　○：条件付実施　△：選択点検

設備	点検項目等	選択項目	定期点検		
			月次	年次Ⅰ	年次Ⅱ
太陽電池アレイ	外観点検		◎	◎	◎
	接地測定		－	◎※1	◎※1
	パネル清掃（洗浄）		－	△	△
	高所カメラ点検		－	△	△
	熱画像精密診断		－	△	△
中継端子箱（接続箱）	外観点検		◎	◎	◎
	接地抵抗測定		－	◎※1	◎※1
	絶縁抵抗測定（アレイ側）		－	△※2	△※2
	I-V特性診断		－	△	△
パワーコンディショナ	外観点検		◎	◎	◎
	接地抵抗測定			◎※1	◎※1
	絶縁抵抗測定（交流出力側）※3		－	－	◎
	入出力電圧確認		－	◎	◎
	単独運転防止機能動作確認		－	－	◎※4
	投入阻止時限タイマー動作試験			－	○※4
	表示機能確認		◎	◎	◎
	発電量データ収集・記録		－	△	△
	自立運転動作確認		－	－	○※5
	フィルタ清掃		－	△	△
	入出力特性試験		－	△	△
	系統連系保護継電器試験		－		
保護装置(受電設備)	保護継電器試験		－	－	△
引込開閉器	外観点検		◎	◎	◎

注（１）選択項目は、甲の選択によるオプション点検とする。
（２）月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。
「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。
ア　電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
イ　電線と他物との離隔距離の適否
ウ　機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
エ　太陽電池アレイの赤外線熱画像カメラによる異常確認
（３）※1を付した点検、測定及び試験は、測定値が規定値の70%以内で、接地設備に外観上の異常がない場合停電点検周期での測定とする。
（４）※2を付した点検、測定及び試験は、原則として出力開閉器開放状態で実施
（５）※3を付した点検、測定及び試験は、パワーコンディショナ商用側系統が絶縁監視装置の監視範囲内にあり、監視状態が良好の場合は省略できる。

（６）※4を付した点検、測定及び試験は、年次Ⅱ点検周期、または商用（系統）側を停電する時に実施する。

（７）※5を付した点検、測定及び試験は、自立運転機能があり、かつ自立運転出力回路が接続されている場合に※４に準じて実施する。

⑤自動扉開閉装置保守点検業務

１保安対象物件　自動扉開閉装置　１台（ソニック製）

２保守点検内容　期間中年２回実施

項目	内容
定期保守点検個所	自動ドアエンジン本体（モーター） ドア　エンジン制御部（コントローラー） ドア　エンジン操作スイッチ及び制御スイッチ（二次側配線を含む） ドア　エンジン以外のサッシュ扉、鍵、エンジン取付補強、一次側電源等の関係外工事を除くものとする。
保守点検整備内容	ドア　エンジン装置各部の点検、清掃、整備調整 ドア　エンジン開閉速度、クッション異常、 ドア　エンジンの電気回路（二次側）の
消耗品交換	エンジン本体（モーター）外部に露出のパッキン類、ヒューズ、潤滑油 扉の作動抵抗を排除するための標準ライナー類、点検調整の要するウエス、ビニールテープ等の一般消耗品
不時の点検及び修理	不時の故障修理等については、設置者の要請により、点検整備を行いその作業料金は契約に含まれるものとする。

⑥昇降機保守点検業務

１　点検場所　静岡市清水区清開二丁目１番１号　　清水総合運動場体育館内

２　保守点検物件

三菱社製エレパック　１台

操作方法　２ＢＣ

停止階床数　２床

速度　45m/mim

積載量　750kg

用途　乗用

竣工年　2001 年

付加装置　Ｐ派センサー付地震時管制運転装置（EER・１）

停電時自動着床装置（MELD）

３　点検回数

法令に基づく点検　　１回/年

遠隔操作によるリモート点検　　12 回/年（１か月に１回）

専門作業員による点検　　４回/年（３か月に１回）

但し、故障・運行異常受信時はすみやかに対応すること。

４　点検報告書の提出

点検、調整等を実施したときは、作業内容に関する点検報告書を提出すること。

⑦空調設備保守点検業務

1　保守点検物件及び点検内容

（1）前期保守点検業務の内容について

吸収式冷温水発生機 CH-M80P	冷房開始時に行う保守作業 ①暖房から冷房への切替作業 ②機器関係の点検・調整 ③燃焼系統の点検・調整 ④インターロックテスト・調整 ⑤安全装置の点検・調整 ⑥容量コントロールの点検・調整 ⑦各部総点検
	運転休止に行う保守作業 ①機械関係の点検・調整 ②燃料配管系の漏れ点検
	冷房運転中に行う保守作業 ①機器関係の点検・調整 ②燃焼系統の点検・調整 ③安全装置の点検・調整 ④容量コントロールの点検・調整 ⑤各部総点検
エアーハンドリングユニット AR2-481SEZ05	冷房開始時に行う保守作業 ①各所の電圧・電流・絶縁測定 ②振動及び騒音の点検 ③モーター・加湿器・Ｖベルト点検 ④ドレン管点検 ⑤プーリー点検 ⑥プレフィルター洗浄 ⑦中性能フィルター汚れ目視確認 ⑧冷温水・吹出・吸込温度測定

（2）後期保守点検業務の内容について

吸収式冷温水発生機	暖房開始時に行う保守作業 ①冷房から暖房への切替作業 ②機器関係の点検・調整 ③燃焼系統の点検・調整 ④インターロックテスト・調整 ⑤安全装置の点検・調整 ⑥容量コントロールの点検・調整

	⑦各部総点検
エアーハンドリングユニット	暖房開始時に行う保守作業
	①各所の電圧・電流・絶縁測定 ②振動及び騒音の点検 ③モーター・加湿器・Ｖベルト点検 ④ドレン管点検 ⑤プーリー点検 ⑥プレフィルター洗浄 ⑦中性能フィルター汚れ目視確認 ⑧冷温水・吹出・吸込温度測定
エアコン室内機	暖房開始時に行う保守作業
	①フィルター清掃
自　動　制　御　装　置	暖房開始時に行う保守作業
	①冷温水熱源制御 ②空調機制御

①報告書の提出と検査について

上記（１）及び（２）に定める業務が完了したときは、速やかに報告書を提出すると共に、その報告書に基づく検査を受けるものとする。

②　不良品等への対応について

上記（１）及び（２）に定める各業務を実施して結果、不良部品等の存在が明らかとなった場合は、委託者に対し、事前に、その不良部品の取替え等に係る見積を別途提出し、その承諾を得た後に、当該不良部品の取替え等の対応を行うものとする。

ガスヒートポンプ エアコンエンジン部 PAC-1　GHCSEP355HMT4 PAC-2　GHCSEP280HMT4 PAC-3　GHCSEP224HMT4 PAC-4　GHCSEP355HMT4	冷房開始時に行う保守作業
	①エンジンオイル点検
	②オイルフィルター点検
	③点火プラグ点検
	④ドレンフィルター点検
	⑤フィルターシート点検
	⑥ブローバイフィルター点検
	⑦冷却水点検
	⑧冷却水ホース点検
	⑨燃料ガスホース点検
	⑩エアークリーナーエレメント点検
	⑪排気ガスホース点検
	⑫排気ドレンホース点検
	⑬吸気ホース点検

	⑭オイルタンクホース点検
	⑮ブルーバイホース点検
	⑯高圧コード点検
	⑰コンプレッサ点検
	⑱冷媒漏れ点検
	⑲運転異常音点検
	⑳総合運転試験
エアコン室内機	冷房開始時に行う保守作業
	①フィルター清掃
自動制御装置	冷房開始時に行う保守作業
	①冷温水熱源制御
	②空調機制御
	③温湿度計計測
	④中央監視装置・制御盤

⑩排煙オペレーター保守点検業務

１　点検場所　静岡市清水区清開二丁目１番１号　　清水区総合運動場

２　業務内容

（１）排煙オペレーター装置を正常な状態で使用することを目的として点検、調整等の業務を行うこと。

（２）点検回数は年１回とする。（点検時期は、事前に委託者と協議の上決定すること）

（３）点検業務の結果、不良箇所が発見された場合については、点検中に補修すること。

（４）点検業務に必要な工具、その他消耗品は受託者の負担とする。

⑪夜間照明電気保安点検業務

１　点検場所　静岡市清水区清開二丁目１番１号　　清水総合運動場　多目的グラウンド

２　施設概要

水銀灯投光器	メタルファライド	電源装置制御盤	支持物及び 線路ケーブル等
200w-1kw	200V-1kw	主盤-1 面 分岐回路 6 面	1 式

規模					施工
6 器	〃	36 灯	290Lx	3,654 ㎡	S58.11

３　点検項目

検査項目	点灯検査	開閉機器 機能検査	タイマー 機能検査	外函鍵等 点検	絶縁測定	軽微な調整 給油等
水銀灯投光器 200w-1kw	年 4 回					
メタルファライド 200v-1kw	年 4 回					
白熱レフランプ 投光器 200v－500w	年 4 回					
電源装置 主盤		年 4 回	年 4 回	年 4 回	年 4 回	年 4 回
分岐盤		年 1 回		年 1 回	年 4 回	年 1 回
線路ケーブル	200w-1kw				年 4 回	

⑫プール監視管理業務

清水総合運動場のプールを、常に良好な状態で維持管理を行うために、別添プール監視員業務要領等に基づき、プールの監視及び安全確保、利用者の受付、案内等に関する業務を行うものとする。

１ 業務場所　　静岡市清水区清開２丁目１番１号　　清水総合運動場内プール

２　業務内容　　プール監視・受付業務

３　配置人数及び勤務時間

（１）プール監視・受付

①供用開始日から８月 31 日まで

8:30～17:30（実働 8.0 時間） 監視　7 人　受付　1 人

17:00～21:00（実働 4.0 時間） 監視　3 人　受付　1 人

②９月１日から供用期間末日まで

8:30～17:30（実働 8.0 時間）　監視　7 人　受付　1 人

③供用開始前準備

8：30～17：30（実働 8 時間）作業 10 人

④大会時

8:30～17:30（実働 8.0 時間）　受付　2 人

17：00～21：00（実働 4.0 時間） 監視 3 人　受付 1 人

※大会利用は年２回計２日間（平成 27 年度実績）

（２）プール清掃

①供用開始前 8：30～17：30（実働 8 時間）作業 10 人

②プール内清掃日（８月中）8：30～17：00（実働 7.5 時間）　作業　1 人

③大会　8:30～17:30（実働 8.0 時間）　受付　2 人

※大会利用は年２回計２日間（平成 27 年度実績）

④片付け　供用期間終了日翌日　8：30～17：30（実働 8 時間）作業 10 人

（３）プール監視員の資格

①監視員は、男女を問わず１８歳以上で委託業務の実施に当たり、支障のないよう的確な従事者を配置すること。

②水泳の救助に関する資格を有するものを各利用時間内に必ず１名以上配置すること。

４　業務委託

業務委託の実施については、別紙プール監視業務員要領（参考）・受付事務要領（参考）に基づき、清水総合運動場事務所職員の指示に従い実施すること。

５　ごみの処理

業務の実施に際して収集したごみ等は、受託者負担と責任において適切に処理をし、清潔に保つこと。

６　その他

（１）受託者は、主任者・副主任者及び従事者の名簿を関係書類に添えて提出するものとする。

（２）業務の配備要員等に変更があった場合、事務所に報告すること。

（３）受託者は、監視マニュアルを作成し、職員に周知するとともに清水総合運動場事務所にも提出すること。また、修正等が生じた場合にも同様とすること。

（４）ＡＥＤ（自動体外式除細動器）を１台受託者が準備すること。

（５）委託期間に変更が生じた場合には、双方協議し変更するものとする。

（６）本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上で決定すること。

別紙　　清水総合運動場プール監視員業務要領（参考）

1　業務内容

(1) プール開場準備及び閉場後の片付け、清掃。

①　プールサイド、排水口の点検、更衣室、トイレ、倉庫等の清掃、プール受付、事務室の清掃、ベンチの整理

②　プール内の旋錠及び消灯

③　備品の整理点検

(2) プール場内の監視

①　事故の発見及び救助

②　事故発生時の応急手当

③　利用者の事故防止のための指導及び注意

④　不正行為の注意

(3) プールの水質チェック（水質、水量の管理・調整）

①　残留塩素量の定時測定

②　気温、水温の毎時測定、記録

③　入れ替え時の退場及び忘れ物の確認

(4) プール管理日誌の作成

①　閉場後に水泳場管理日誌を事務所へ提出

(5) プール休場日・点検日の片付け、清掃

①　コースロープの設置及び片付け

(6) その他

①　プール水入替時清掃作業

②　講習、避難訓練等

2　監視方法

(1) 監視員は監視台上及びプールサイドで監視を行う。

(2) 監視員は必ず水着または、水中でも活動できる服装を着用し監視を行う。

(3) 監視員は衛生管理のためにローテーションを決めて、業務を遂行する。

(4) 監視員はプールサイド、プール水槽をよく注視し、事故の防止に努める。

(5) 監視員はプールサイドを巡回し、場内清掃や衛生上の調査を行うほか、利用上好ましくない行為を行う者がいた場合は注意する。

(6) 溺者を発見した場合は、直ちに笛を吹き、他の監視員に知らせるとともに、溺者の位置を指示し救助を行う。

(7) 監視員が救助及び応急手当等で監視が出来ない時は、直ちに受付員にも応援を要請し、清水総合運動場事務所（以下「事務所」という。）に報告すること。

(8) 監視員は飲酒者等の退場を伴う場合など、対応が困難なものは、事務所に報告し対応にあたる。

3　共通監視事項

(1) 適時に更衣室内を巡回し、場内設備や衛生面の欠陥を調べるほか、風紀取締りも併せて行う。
(2) プール内または、プールサイドでの悪ふざけ等を注意する。
(3) 入場者数を受付と随時連絡し、プール内の混乱を避けるように努める。
(4) 他の利用者に迷惑がかかるような行為を行った者がいた場合は、よく説明して止めさせる。
(5) 禁止され、事故につながる恐れのある装身具、水泳用具を身につけているときには、事情を説明し保管場所へ置くように指示する。
(6) 初心者、年少者には特に安全を考慮し、監視に万全を期するとともに、泳ぎ場所を指示する。
(7) 溺者または事故者を発見した場合は、直ちに救助し応急手当を行うとともに、事務所に報告する。その他、気分の悪くなった者についても同様の処置を行う。
(8) 救助用具は常に整理し清潔に保ち、薬品の補充を要する場合は事務所に連絡し補充すること。
(9) 監視日誌を作成し、監視業務必要事項、注意事項、事務所職員からの指示等を職員に周知すること。

4 事故発生時の対処
(1) 溺者を発見した場合は、直ちに警笛を鳴らして他の監視員に注意を促し、発生位置を示し他の監視員と協力して救助を行う。
(2) 他の監視員は、救助しやすいように放送、またはハンドマイク等で利用者を一時プールサイドに上げる。
(3) 応急処置を施した後、事故者の症状が重いと判断した場合は、直ちに救急車を要請し事務所に報告するとともに、事故報告概要を作成し提出すること。
(4) 監視員は、状況に応じて事故者を毛布等で保温し、人工呼吸等の適切な処置を施し、救急車が到着するまで続ける。
(5) 事故処理後は、事故発生時の状況等を監視日誌に記載し報告する。
(6) 地震等の防災にかかわる事項については別途定める。

5 監視中の注意事項
(1) 監視中における態度は、利用者の批判を受けないように注意する。
(2) 勤務中は、利用者に水泳指導をしてはならない。
(3) ローテーションはその場において同時交替とする。

6 監視員及び受付要員の心得
(1) 業務は、直ちに人命に関わるものであることを認識し、事故防止に万全を期するとともに、人命救助に関する知識と技能を高めるように努力すること。
(2) 利用者の批判を受けることのないよう、その接遇には十分配慮すること。
(3) 監視員の使用する受付事務室等は清潔を保つこと。

別紙　　受付事務要領（参考）

1　受付業務

（1）プール利用者の案内、及び利用券の受け取り、及び回数券引換券と回数券の引き換え

（2）利用状況及び利用集計表の作成

（3）入れ替え時、閉場時における退場及び忘れ物等の確認

（4）閉場後の消灯、施錠

2　その他

(1) 受付におけるトラブルについては、自己判断で処理することなく、清水総合運動場事務所

（以下「事務所」という。）又は主任者・副主任者に引き継ぐこと。

(2) 利用券を誤購入したために精算するときは、事務所職員に精算をしてもらう。

(3) 自動券売機が故障の場合、利用券は事務所職員が販売する。

(4) 回数券、その他受付は事務での必要物品は、受付業務実施毎に事務所職員から受領し、当日

業務終了後は事務所職員に引き継ぐこと。

⑬プールろ過機保守点検業務

この仕様書は、清水総合運動場内水泳場に設置されたろ過装置（以下「ろ過装置」という。）保守点検業務について適用する。

１　本件ろ過装置の、正常且つ良好な運転を確保するため、以下の整備・点検を実施することをもって、本保守点検業務の内容とする。

（１）ろ過機ポンプ点検整備
（２）集毛機清掃及び点検整備
（３）工程自動弁動作確認
（４）塩素注入装置点検整備
（５）ろ過機内部装置点検整備
（６）制御盤制御確認及び絶縁点検整備

２　受託者が上記１に定める保守点検業務を実施したときは、委託者に対して速やかに「保守点検作業報告書」を提出しなくてはならない。

３　整備・点検業務は、上記契約期間中で水泳場開場前閉場後各１回、計２回実施するものとする。

なお、本件整備・点検業務を実施する具体的な日時及び方法については、総合運動場管理事務所との協議により、これを決定する。

４　受託者の責めに帰すべからざる事由（第三者の行為、委託者の過失行為等）によって発生した本件ろ過装置の機能低下・不全、変調、異常、故障等につき、受託者がその修理又は部品の取替を行うについては、委託者と別途協議を行って「作業の内容」「作業の実施時期」「料金」等を定めた後でなければ、修理又は部品の取替作業に着手することができない。

なお、受託者が当該修理又は部品の取替作業を実施したときは、委託者に対し、その結果につき、速やかに「故障修理作業報告書」を提出しなくてはならない。

５　受託者は、保守点検・修理等の業務を実施するに際し必要に応じ、本件ろ過装置の運転を停止させることができるものとする。

６　本保守点検業務に基づく作業については、受託者は、緊急事態に対する場合を除き、委託者の所定就業時間内に、これを行わなくてはならないものとする。

７　本件整備・点検を実施するに当たって必要となる消耗機材（本件ろ過装置の通常の使用による磨耗・劣化により、補完・交換を頻繁に行う小部品・油脂類等）については、全て受託者の負担とする。

８　本保守点検業務に基づく作業を行った結果、受託者がろ過装置の構成部品等を交換又は撤去したときは、その部品の所有権は全て受託者に帰属するものとし、受託者は関係法令に基づいてこれを適正に処分しなくてはならないものとする。

９　この仕様書に定めのない事項は、双方協議の上決定する。

⑭プール自動清掃ロボット保守点検業務

保守点検を実施することにより、機械の維持管理を行うことを目的とする。

１　機 械 名　　ドルフィン・プール清掃ロボット

形式　　Dolphin　ACE

台数　　２台

機械番号　　（S.NO.）119339BX48　（S.NO.）119340BX48

２　業務内容　　機械の安全に配慮し、日常の使用に差し支えのないよう、良好な状態を保つため定期点検（年１回）及び、異常が発生した場合の修理、調整を実施する。

３　報告　　点検が完了した際に保守点検結果報告書を提出すること。

４　費用負担　(1) 点検等に際しては、機械を受託者に送付し、受託者は修理及び調整等を行い返送する。この場合、これに係る送料は、発送者がそれぞれ負担する。

(2) 通常の消耗品の交換、修理費用は受託者の負担とする。

５　その他　(1) 点検、修理等に相当の期間を有する場合、委託者の求めに応じ、受託者は代替機を無償で貸与するものとする。

(2) この仕様書に定めのない事項は双方協議のうえ決定すること。

⑮芝生維持管理業務

清水総合運動場陸上競技場の芝生の管理を委託し、常に良好な状態を保つことを目的とする。

1　委託業務場所　　静岡市清水区清開二丁目１番１号
清水総合運動場陸上競技場（8,739 ㎡）

2　業務内容及び数量

（１）芝生の育成

①芝刈り

芝生の育成状況や気候を十分に考慮し、刈高を決定し、芝生をシングルカットすること。終了には芝カスを場外に搬出すること。

②スイーパー掛け

芝生表面の芝カスを専用機械で吸い取り処分すること。また冬期休眠期にはグラウンド使用後多くちぎられた芝生が発生するので、よく観察し遅滞なく行うこと。

③転圧工

凸凹になった芝床を専用機材で転圧し、平坦にすること。なお、過剰な転圧は芝生の根及び芽を損傷する恐れがあるため十分注意すること。

④肥料散布・サッチング

・肥料散布（アミノ酸有機質化成）

専用機材を用いて有機系化成肥料を 40ｇ/㎡散布すること。その際はむらのないよう少量ずつ数回に分けて散布すること。また散布終了後には散水し、芝の葉に付着した肥料を芝床に確実に落とすこと。

・サッチング

芝の刈カスや落ち葉等腐らず残ったもの（サッチ）を除去すること。
サッチは病気の原因になることから芝生の状況を見て実施すること。

⑤殺菌殺虫剤・液肥散布

殺菌剤１ｇ/㎡、殺虫剤 0.5ｇ/㎡、液肥５ｇ/㎡混合し専用機材で散布すること。その際、薬剤の混合順序によっては凝固してしまうものもあるので注意すること。また薬剤は病気の種類及び害虫の種類を考慮し、最適なものを選択すること。

⑥殺虫剤散布

害虫に最も効果のある時期に殺虫剤を１cc/㎡散布すること。

⑦目土

専用機材を用いてグラウンド全面に厚さ平均 2.5 ㎜になるように砂を撒くこと。終了後には散水し芝生の葉に付着した砂を芝床に落とすこと。

⑧エアレーション

専用機材を用いてグラウンド全面に直径18㎜のコア抜きをすること。
終了後はコアを砕き、砂分はブラシですり込み、残ったカスは場外に運び処理すること。

⑨バーチカルカット

専用機材を用い芝生の根茎を浅く縦方向に切断し、芝生の密度及び新根の発育を促すこと。

⑩エッジカット

陸上トラック側に伸びたティフトン芝のランナー（ほふく茎）を、専用カッターで切断すること。

⑪ティフトンポット補植

天然芝の育成が悪い箇所や裸地化した箇所にティフトンポット苗　（5㎝×5㎝）を1㎡あたり9個捕植すること。

⑫除草

土壌処理剤、殺菌剤及び根茎処理剤を用いて除草処理を行うこと。

⑬散水

グラウンドにある散水設備を操作して芝生に散水すること。

⑭段差処理

盛り上がった箇所の芝生をカットし、段差を調整・修復を行うこと。

（２）数量　別表のとおり

３　資材等・検収

（１）肥料及び薬剤

①材料

肥料（肥料登録があるものに限る）及び薬剤（芝生への農薬登録があるものに限る）を使用する前にそのカタログ及び登録証を確認したうえで、施設職員の承認を得ること。

なお、登録されていない肥料あるいは薬剤を使用する場合には、その安全が確認できる資料を提出して、施設職員がこれを承認した場合のみに使用できるものとする。

②材料検査・検収

肥料・薬剤の使用に際しては、搬入時に施設職員の立ち会いの下、検査・検収を実施すること。但し、施設職員の判断により使用に際しての写真撮影をもって検査・検収に代えることができる。

なお、使用後の空袋は、施設職員の立ち会いの下に検収をする。

③適材資材の使用

肥料及び薬剤は設計にとらわれず、芝生の生育状況を良く観察して、最適なものを選択して使用するものとし、その使用にあたっては、上記①と同様の手順に従うこと。

（２）目土

①材料

目土は、目の粗い砂（最大粒径２㎜）を使用すること（但し、施設職員が認めた場合には、この限りではない)。

なお、目土を使用する際、施設職員の指示があったときは、使用前に「分析表」及び「見本」を提出すること。

②検収

搬入に用いるダンプトラックの車体（積載部）を検量して、その積載量を算出すること。

なお、ダンプトラックの搬入量は納品管理とし、施設職員の指示があったときはこれを提出すること。

（３）ライン用ペイント

①材料

サッカーライン用ペイントの選定にあたっては、その特性と芝への適性を十分考慮した上で決定し、事前に施設職員の承認を得ること。

②検収

ライン用ペイントの搬入時に、施設職員の立ち会いの下に検収する。

また、全ての作業時後に、空缶・ポリタンクを施設職員の立ち会いの下に検収する。

４　貸与機械及び取扱い

（１）貸与機械

①静岡市備品台帳に登録されているもの。

（２）取扱い

①貸与された機械は丁寧に取り扱うこと。

②機械の使用にあたっては、必ず始業時点検を実施し、常に最良の状態で使用すること。点検中または作業中に、機械に異常・不良が発見された場合は、速やかにこれを施設職員に連絡してその指示に従うこと。

５　その他

（１）作業前、終了後には施設管理事務所に寄り作業実施計画及び報告をすること。

（２）毎月月初めに作業実施計画書を提出すること。なお、作業実施計画に変更　がある場合は施設職員に報告し、承認を得ること。

（３）支払い月ごとに作業写真と完了報告書を提出すること。

（４）この仕様書に定めのない事項は双方協議のうえ決定すること。

別表１

芝刈り工	60 回	エアレーション	２回
スイーパー掛け	19 回	エッジカット	３回
転圧工	６回	ティフトンポット補植	200 ㎡
肥料散布	８回	施薬	３回
除草剤	１回	ライン引き	39 回
殺菌殺虫剤・液肥散布	各３回	ブラシ掛け	３回
目土	１回	散水	50 回
ディポット	48 回		

※上記数量は標準回数とし、芝生の状況に応じて変動する。

⑯周辺樹木等維持管理業務

清水総合運動場の美観を保持し、樹木等の維持及び育成を促進することをもって、本業務の目的とする。

１　業務実施場所　　静岡市清水区清開２丁目１番１号　　清水総合運動場

（１）弓道場、ポンプ場前、体育館横駐車場

（２）体育館入口及びアーチェリー場

（３）多目的グラウンド周囲

（４）武道場及び 50ｍプール周辺

（５）25ｍプール周辺

（６）第２駐車場

２　業務内容

清水総合運動場が管理する敷地内の樹木の剪定・薬剤、肥料の散布作業

３　作業種別・作業方法

（１）　剪定（一般事項）

樹形の骨格造り、樹冠の整理、混み過ぎによる病害虫の発生予防及び枯損枝の発生　予防を目的とし、ただし高木のみの剪定を行うこと。

①　適当な陽光・風が入るようにし、樹形保持・樹勢の均衡を図る程度に止め、枝を切る際は必ず新生枝の先端を残すようにすること。

②　夫々の樹種の持つ特性を活かし、本来の形状に応じた最も適切な方法によって、剪定すること。また、樹姿及び樹形の仕立て方については、自然形を基本とすると共に、全体的な修景を考慮すること。

③　樹冠形上不必要な枝・枯枝・胴吹き枝をまず除去し、樹木の上部から下部に向かって行うと共に、樹冠の成長の均一を図るため頂上部を多く行う。

④　下枝の枯死を防ぐため、原則として、上方を強く下方は弱く剪定すること。また、一般的に、南側等樹勢の強い部分については強く剪定すると共に、北側等樹勢の弱い部分については弱く剪定すること。

⑤　花木類については、花芽の分化時期と着生位置に注意して、剪定すること。

⑥　剪定した枯葉はまとめて速やかに処理し、樹木周辺はきれいに清掃すること。

（２）　病害虫防除（薬剤防除）

薬剤散布は敷地内全ての樹木に行うこと。

① 薬剤散布は、予め施設職員に薬剤名等の説明を行い、了解を得てから行うこと。ただし、強風時及び降雨時には中止すること。

② 希釈液は、指定の濃度となるよう正確に希釈混合し、指定の量を斑なく均一に散布する。

③ 薬剤散布は、風上に背を向け、風下より行うこと。また、散布に当たっては、完全なゴム手袋・マスク・帽子・眼鏡等を着用し、周辺に十分配慮すること。

④ 薬剤は、薬物取締法等の農薬関連法規及びメーカー等の定める使用基準・使用方法を厳守し、人畜の安全及び対象樹木の薬害に十分注意すること。若し、薬害発生の疑いが生じたならば、直ちに散布を中止し、施設職員の指示に従うこと。

⑤ 薬剤の空瓶・空袋等は必ず持ち帰り、適切な方法により、確実にこれを処分すること。

（３） 肥料

肥料の種類・使用量を確認し、その養分が雨水等で流出してしまうことのないよう、十分注意すること。

４ 書類の提出

（１）業務終了後に実施状況報告書及び作業写真を提出すること。

（２）委託費請求時に指定の業務完了報告書を提出すること。

５ その他

（１）業務に必要な光熱水費は委託者の負担とする。

（２）業務遂行に当たり、業務従事者には傷害及び事故に十分配慮するよう注意喚起し、適正等を考慮し、主任従事者を選任すること。

（３）その他、この仕様書に定めのない事項は双方協議のうえ決定すること。

⑰除草・清掃等業務

清水総合運動場が管理する敷地内の除草・清掃等の業務を委託し、施設敷地内の美観を保つことを目的とする。

１　業務実施場所　　静岡市清水区清開２丁目１番１号　　清水総合運動場

２　業務時間

（１）業務時間　　8 時 30 分から 15 時 30 分（6 時間労働）　3 人

（２）委託期間のうち原則として週３日以上実施すること。

３　業務内容

（１）　清水総合運動場が管理する敷地の芝刈及び除草・清掃作業。

（２）その他、清掃に関わる軽作業

４　作業種別・作業方法

（１）芝刈・除草

①　芝刈　専用用具を用い、芝刈を行う。終了後は清掃及び片付けを行い用具の手入れを行う。また芝刈の際は十分に周辺に配慮すること。

②　除草　除草薬品を用い散布する。薬品の必要としない箇所や使用できない箇所は専用用具を用い、抜根すること。終了後は清掃、片付けを行うこと。また薬品を散布する際は十分に周辺に配慮すること。

（２）　清掃

①施設敷地内のゴミ・枯葉などの収集・清掃

（３）　陸上競技場トラック内側枠を指定した日に取り付ける。

（４）　その他、清掃に関わる軽作業

５　書類の提出

（１）毎月業務終了後に実施状況報告書及び作業写真を提出すること。

（２）委託費請求時に指定の業務完了報告書を提出すること。

６　その他

（１）業務に必要な機材、光熱水費は委託者の負担とする。

（２）業務の遂行に当たり、業務従事者には傷害及び事故に十分配慮するよう注意喚起し、適正等を考慮し、主任従事者を選任すること。

⑱バスケットゴール保守点検業務

１　点検実施場所　静岡市清水区清開二丁目１番１号　清水総合運動場体育館

２　点検項目　　点検は年１回以上とする

パラレルゴール（電源アクチュエーター式）DA0831 2台	アーム	バックボード及び受け金具	オレンジゴール DA060M51 2台	アーム	バックボード及び受け金具
		支柱接合部			正式・ミニ切替部
		先端金具接合部			中間接合部
		スプロケット及び取付金具			後部接合部
	支柱	支柱本体		前部支柱	支柱フレーム
		駆動スプロケット			シリンダーハンガー（上下）
		土台接合部			上部ベアリング
		上部スプロケット			下部ベアリング
		スプロケット軸			回転軸金属接合部
	補助アーム	補助アーム本体		補助支柱	支柱フレーム
		支柱接合部			上部ベアリング
		先端金具接合部			下部ベアリング
	メインシリンダー	シリンダー本体			回転軸金属接合部
		クレビスピン		メインシリンダー	シリンダー本体
		ロッド先端金具（クレビス）			シリンダーロッド
		下部スプロケット			クレビス・ピン（上下）
		下部駆動チェーン			クレビスロックナット（上下）
		下部回転軸部分			リミットスイッチ
		送りネジ部分		補助シリンダー	シリンダー本体
		ベアリング			支柱内部管接合部
		駆動用モーター			下部取付ボルト部
	アーム駆動部	アーム駆動チェーン			リミットスイッチ
		アーム駆動用モーター		油圧系統	高圧ホース
		油圧ダンパー（安全装置）			オイルポンプ
		支柱側チェーン取付部			電磁弁
	電源系統	電源コード			油圧オイル
		電源コネクター		電源系統	電源コード
		操作スイッチ			電源コネクター
		支柱用リミットスイッチ			操作スイッチ
		リレー・マグネットスイッチ			制御回路
		正式用リミットスイッチ			モーター
		ミニ用リミットスイッチ		土台フレーム	土台フレーム
		アーム収納用リミットスイッチ			移動キャスター
	土台及び本体	シリンダーハンガー			アウトリガー
		前部キャスター			セフティパッド
		後部キャスター			本体カバー
		アウトリガー			
		セフティパッド			
		本体カバー			